2023年4月1日号

**Tax & Legal Newsletter**

このニュースレターは、2023年3月1日～4月1日までの間にタイの官報で掲載され、著者が英訳を入手することができ、税務上または法務上、タイで事業展開をしている日系企業にとって一般的に関心があるかと思われる勅令、通達等を抜粋し、要約したものになります。

|  |
| --- |
| 官報掲載勅令・規則・通達等（抜粋）2023年 3月1日～4月1日 |
| 1 | **コロナ関連補助金等の免税措置** |
| 表題：「財務省規則（第388号）- 税免除に関し歳入法典に基づき制定」“Ministerial Regulations (No.387) Issued under the Revenue Code – Regarding income exemption” |
| 官報出版日：2023年3月3日（第140号）施行日：2022年度の所得を対象とする |
| 当該規則は、コロナ禍による悪影響を緩和するために政府が実施した、政策より受けた経済的又はその他の便益を所得税の計算に当たり免除するものになります。当該免除規定の対象になるのは、2022年度に受けた以下の政策に関するものに限られます：* Rao Tiew Duay Kan プログラム
* Tour Tiew Thai プログラム
* Khon La Krueng プログラム (Phase 4 及びPhase 5)
* 国民福祉カード保有者の購買力向上プロジェクト(Phase 4 及びPhase 5)
* 特別支援必要者の購買力向上プロジェクト (Phase 2 及びPhase 3)
* 公的自動二輪車運転者た受けるガソリンの値段によるインパクトを緩和するプロジェクト
* コロナ禍に対処するための公衆衛生関連任務に就いた公務員及び第三者のモチベーションの向上を目的とした報酬
 |
| 2 | **源泉徴収税率一部1％へ軽減（2023年1月1日～2025年12月31日）** |
| 表題：「財務省規則（第389号）- 税免除に関し歳入法典に基づき制定」“Ministerial Regulations (No.389) Issued under the Revenue Code – Regarding income exemption” |
| 官報出版日：2023年3月10日（第140号）対象期間：2023年1月1日～2025年12月31日迄の支払い |
| 当該規則により、内国者に対する源泉税率が一部、期間限定で、2％から1％へ軽減されることになります。**1％への軽減**対象は、**2023年1月1日～2025年12月31日**迄の間に支払う、財務省規則、第144号の17/５項に挙げられている以下の所得となります。 |
| **所得の種類** | **所得の分類**（歳入法典上） | **所得の受領者** |
| 職務、職位または役務の提供より得られた対価・便益[[1]](#footnote-1) | 第40条(2) | 会社等[[2]](#footnote-2) |
| ロイヤルティー | 第40条(3) | 会社等2 |
| 資産の賃貸料（船舶の賃貸料を除く） | 第40条(5)(a) | 個人所得税、又は法人税納税義務者[[3]](#footnote-3) |
| 自由専門職より得られる所得、又は請負契約による所得 | 第40条(6)、(7) | 個人所得税、又は法人税納税義務者3 |
| 賞金等（コンテスト、競技、抽選等より得たもの） | 第40条(8)[[4]](#footnote-4) | 個人所得税、又は法人税納税義務者3 |
| 芸能人報酬 | 第40条(8) | タイ居住の俳優 |
| 販売促進又は広告のために支払う請負契約所得、謝礼、割引等[[5]](#footnote-5) | 第40条(8) | 個人所得税、又は法人税納税義務者3 |
|  |
| 3 | **源泉徴収税率一部1％へ軽減（2023年1月1日～2025年12月31日）：詳細規定** |
| 表題：「歳入局施行令（トーポー354/2566号）- 歳入法典第40条の所得の支払者の源泉徴収義務」“Order of the Revenue Department (No. Thor. Por. 354/2566) – R.e., Payors of assessable income under Section 40 of the Revenue Code to withhold tax at the source.” |
| 効力開始日：2023年1月1日命令日：2023年3月29日ウェブサイトアップ日：：2023年3月31日<https://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/tp354A.pdf>, |
| 当該施行令は、上述の財務省規則（第389号）を補足するものになります。財務省規則（第389号）及び当該施行令により、**2023年1月1日～2025年12月31日**の間に支払われる以下の所得の**源泉税率は1％**、通りになります。 |
| **所得の種類** | **所得の分類**(歳入法典上) | **所得の支払者**源泉徴収義務者 | **所得の受領者** |
| 職務、職位または役務の提供より得られた対価・便益\* | 第40条(2) | 法人等[[6]](#footnote-6) | タイで事業を営んでいる会社、又は法人パートナーシップ[[7]](#footnote-7) |
| ロイヤルティー | 第40条(3) | 法人等6 | タイで事業を営んでいる会社、又はパートナーシップ法人7 |
| 資産の賃貸料またはその他利益（支払者が建物または住居の所有権を取得するための価値を除く。） | 第40条(5)(a) | 法人等6 | 個人所得税納税義務者（国際運輸用船舶の賃料を除く）タイで事業を営んでいる会社または法人パートナーシップ（財団・社団7及び国際運輸用船舶の賃料を除く） |
| 自由専門職より得られる所得 | 第40条(6) | 法人等6 | タイに居住する、またはタイで事業を運営している個人所得税または法人税の納税義務者7 |
| 請負契約による所得 | 第40条(7) (8) | 法人等6 | 個人所得税納税義務者 |
| 請負契約による所得 | [[8]](#footnote-8) | 法人等6 | 会社もしくは法人パートナーシップ[[9]](#footnote-9) |
| 請負契約による所得 | 8 | 法人等6 | タイに恒久的施設を有する外国の会社または法人パートナーシップ　 |
| 賞金等賞金等（コンテスト、競技、抽選等より得たもの） | 第40条(8) | 全ての者、法人、法人バートナーシップ、その他法人、普通パートナーシップ、及び法人格を有さない人格の集合体 | 個人所得税または法人税の納税義務者8 |
| 芸能人報酬 | 40条(8) | 同上[[10]](#footnote-10) | タイに居住する芸能人[[11]](#footnote-11) |
| 公告・宣伝料 | 8 | 法人等6 | 個人所得または法人税の納税義務者\*\* |
| 歳入法典第40条(8)に定められているその他役務提供所得\*。 | 第40条(8) | 法人等6 | タイの個人所得税納税義務者、及びタイで事業を運営する会社、または法人パートナーシップ[[12]](#footnote-12) |
| \*　ただし、以下の役務提供所得は除く：* 請負契約報酬[[13]](#footnote-13)
* 芸能人報酬
* 公告・宣伝料[[14]](#footnote-14)
* 外国法人等へ支払われる請負契約報酬[[15]](#footnote-15)
* 損害保険料[[16]](#footnote-16)
* 運送業務報酬[[17]](#footnote-17)
* ホテル・レストランサービス料
* 生命保険料
 |
| 販売促進を目的とする賞金、割引、その他便益 | 8 | 会社等 | タイの個人所得税納税義務者、及びタイで事業を運営する法人、バートナーシップ法人10 |
|  |

1. 給与（第40条（１）の所得）とは異なります。。 [↑](#footnote-ref-1)
2. ここで「会社等」とは財団及び社団を除く会社または法人パートナーシップを指します。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 財団及び社団を除きます。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 第40条の（8）とは、第40条の「（１）から（７）に規定されないその他、事業、商業、農業、工業、運送業等より得られる所得。」と規定されています。 [↑](#footnote-ref-4)
5. ホテル・レストランに対するサービス料、及び生命保険料等を除きます。 [↑](#footnote-ref-5)
6. ここで「法人等」とは、法人、バートナーシップ法人、その他法人を総じて指します。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 利潤を目的とする財団及び社団を除く。また財務大臣の指定を受けた財団及び社団への支払いをも除きます。 [↑](#footnote-ref-7)
8. 歳入局規則Taw Paw 4/2528には所得の分類について、特段記載はありません。。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 財団及び社団を除きます。 [↑](#footnote-ref-9)
10. 「全ての者、法人、法人バートナーシップ、その他法人、普通パートナーシップ、及び法人格を有さない人格の集合体」が源泉徴収義務者となります。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 「芸能人」とは、演劇・映画・ラジオ・テレビの俳優または女優、歌手、ミュージシャン、プロアスリート、、またはそのたエンターテインメントをするアーティストを指します。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 財団・社団を除きます。 [↑](#footnote-ref-12)
13. 歳入法典第40条の（７）又は（８）の所得に該当する個人所得税納税義務者が受領する場合。基金及び協会を除く会社又は法人パートナーシップが受領する場合。タイにおいて事業を運営している外国法に基づき登録された会社または法人パートナーシップが受領する場合。 [↑](#footnote-ref-13)
14. 会社等が個人所得税または法人税の納税義務者に支払う宣伝・広告料。 [↑](#footnote-ref-14)
15. これは、具体的に、いかなる者、法人、法人パートナーシップ、その他法人、普通パートナーシップ、または法人格を有さない人格の集合体が、タイにおいて、恒久的施設を有さず事業を営んでいる外国法に基づき設立登記されている法人または法人パートナーシップに支払う請負契約報酬を意味します。 [↑](#footnote-ref-15)
16. 会社等が、損害保険業法に基づき損害保険業を営む会社または法人パートナーシップに支払う損害保険料を指します。 [↑](#footnote-ref-16)
17. 公共交通機関に支払う交通料を除きます。 [↑](#footnote-ref-17)